

5
29.11.30平成29年 11月 30日
午前・午後 4時15分受領

南山城村 議会議長 廣尾 正男 様

平成 29年11月 30日

南山城村 議会議員 齋藤 和憲

一般質問通告書

次の通り通告します

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1、メガソーラー開発計画の村長意見表明について	<p>私は当選以来、メガソーラー開発計画を取り上げ、住民の生活や環境を脅かす開発は反対するように村長に求めてきたが、村長は法的に反対する理由がないと答弁されたきた。しかし</p> <p>① 学校や住宅地の近隣に72haのメガソーラー開発計画については住民から疑問。不安と怒りが渦巻いている。</p> <p>② 開発地域にはハッショウトンボや最近村内で発見されたカスミサンショウウオなど、京都の絶滅寸前種に指定されている25種類のうち3種類も生息している豊かな自然環境地域だ。</p> <p>③ 業者は当初1円の資本金で37Mのメガソーラー開発が予定され、1円で出来るのかと指摘すると1000万円に引き上げる。このような業者は信用できない。</p> <p>④ 業者は説明会での様々な質問に答えられていない。再度の説明会要望や府からの指摘事項にも答えない不誠実な業者だ。</p> <p>⑤ 村長も今までの答弁でこの開発はあまりメリットがない答弁されている。</p> <p>⑥ 最近は村道の2車線化や水路の整備を業者がするからメリットがあると言われるが、本来はこのようことは村がやるべき仕事であり、このことを賛成理由にするのは本末転倒である。また、一部地域から推進要望が出ていると言われるが、現状の説明では納得いかないと、総会で反対決議をしている地域もある。</p> <p>この内容を見れば、法的に反対する理由がないと言われるが、賛成する理由も何處にも見当たらない。そこで質問する</p> <p>① 京都府から村の意見照会が来ているのか。</p> <p>② 村が府に意見を出されるときの判断基準は何か。</p> <p>③ 本来なら反対を表明すべきだ。最低でも、村は賛成項目と反対項目を併記してニュートラルとして表明すべきだ。</p>	村長
2、環境・開発条例制定について	<p>最近、太陽光発電以外でも、小規模開発の話を聞きする。村にはゴルフ、住宅建設以外の開発を指導する法令がない。今回、議会研修で長野県の富士見町と群馬県嬬恋村に「環境保全条例制定（開発事業などの適正化）の経過と運用」などの取り組みについて、先進地視察を行った。視察では、両町村とも自分たちの地域や環境は自分達で守るとの気持ちがありありと強く感じた。そのため開発条例や環境条例を制定し、時世にあった内容に修正している。特に嬬恋村では50kW以上の太陽光発電で近隣の同意を義務付けられた。当村とは大分異なる。そこで質問する。</p> <p>① 前議会で開発に関する規則か要綱を作ると言わわれたが、未だ、議会に提案されていない。何故か。</p> <p>② メガソーラー開発で業者と様々な打ち合わせをされているが、何に基づいてされているのか。</p> <p>③ 新たな開発に対応するために、富士見町のように、あらゆる開発に対応できる法令を制定すべきではないか。</p>	村長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
3、ネットやテレビでの議会中継の実施	<p>議会内容は村議会から議会だよりが出されていますが、若い夫婦やお年寄りから、「生の議会状況を見てみたいが、仕事や年のせいで議会を直接見ることが出来ない。笠置町や木津川市ではネットやテレビで中継している。村でも実施出来ないか。」と要望されている。そこで質問する。</p> <p>① 村民に、議会状況を行政として知らせるべきと思うが、どうか</p> <p>② 笠置町が出来て、村は何故出来ないのか。</p> <p>③ 村民に村の状況を知っていただくにも、議会だけではなく、様々な情報を発信するためにも実施すべきだ。</p>	村長
4、教職員住宅建設について	<p>教職員住宅建設のその後の進捗を確認したい。また、現在 教職員の入居要望者は何人いるのか。</p>	村長

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。(議員必携150ページ参照)

2 質問の相手は、村長、行政委員の長または監査委員とします。